

保 健 第 2 9 4 号
平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日

県 ・ 私 立 学 校 長
市町村（組合）教育委員会教育長 殿
（岡山市を除く。）

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県総務部総務学事課長
（公 印 省 略）

道路交通法改正に係る自転車乗車時のルール・マナーの
周知徹底について（依頼）

平素から児童・生徒に対する交通安全教育等の推進につきまして格別の御尽力をいただき、感謝いたします。

さて、県下の交通死亡事故の発生状況ですが、10月22日現在、死者数88人、前年に比べ8人増と増加傾向にあり、人口10万人あたりの死者数は全国ワースト4位と極めて厳しい状況が続いています。

また、例年10月から年末にかけて交通死亡事故が多発する傾向にあり、特に自転車乗車中においては、夕暮れ時から夜間に無灯火で走行する自転車が多く、県民から自転車ルール・マナー向上を求める声が多く寄せられています。

また、本年12月中旬頃には、道路交通法の改正により、自転車を含む軽車両の路側帯通行に関する規定等が施行となることから次のとおり、児童・生徒への周知徹底を図り、自転車乗車時のルール・マナーの遵守と交通事故防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、市町村（組合）教育委員会にあっては、この旨貴管下の学校へ周知願います。

記

- 1 夕暮れ時、夜間時の交通事故防止
 - 早めのライト点灯
 - 歩行者・自転車利用者の夜光反射材、LEDライト等の着用
- 2 道路交通法改正（自転車走行関連）の主なポイント＜別紙参照＞
 - 自転車路側帯通行を道路左側に限定
 - 自転車のブレーキ不良に対する検査・応急措置・運転中止命令
 - 悪質な違反を繰り返す自転車運転者に安全講習の受講を義務化

【担当】

岡山県教育庁保健体育課
健康・安全教育班 山本
TEL:086-226-7591(直通)
FAX:086-226-3684